



みどり
水土里ネット

広報

No.26

はまがわ

H19. 4. 1 現在

地区面積

56,764,986㎡

組合員数

3,969名



新農業水利システム保全整備事業によって完成した
中央管理所と事務室

H19. 4. 16発行 迫川沿岸土地改良区総務課

TEL 0220(58)2024(代) FAX 0220(58)2784

URL <http://www.hakuendo.dyndns.org>

E-mail hasama.r@s5.dion.ne.jp

平成19年通常総代会開催

提出14ヶ件原案可決

去る三月九日登米市南方農村環境改善センターに於いて、平成十九年通常総代会が、総代現在総数七十九名中七十名の出席を得て開催されました。

まず、上野理事長が「本日は、平成十九年通常総代会を参集したところ、公私ともにご多忙の中多数の方にご出席を賜り、盛会に開催されます事衷心より厚く御礼申し上げます。

また、既に皆様方ご承知のとおり新農業水利システム保全整備事業において、中央管理室と事務局を完成することが出来ましたこと、これも偏に皆様方の御協力の賜と感謝を申し上げます。

さて、昨年を振り返ってみますと、春作業は好天に恵まれ順調に推移していたのでありましたが、六月以降においては、長雨と日照不足、さらに低温が影響し登熟不良等により稲作の作況指数が「96」のやや不良という結果になったのであります。

それに追い打ちをかけるように、平成十九年度の生産調整の割り当て率が三十一・六％と、この

まま農業を継続して行くことが出来るのであろうかと疑問を抱くような非常に厳しい状況であります。

そんな中、国においては戦後最大の農政改革であるといわれている事業「品目横断的経営安定対策」と、車で言えばその両輪となる「農地・水・環境保全向上対策」であります。この新たな施策を推し進め自然に打ち勝つため、また、農業経営安定のために我々役職員が一体となり組合員の期待に添うよう努力する所存でありますので、今後とも皆様方のさらなるご支援ご協力をお願い申し上げます。

最後に改良区と組合員皆様方の意識改革と改良区に対するご理解ご協力を頂きながらさらなる経費の節減に努力して参りたい。」と挨拶を述べました。その後、議長に大久保榮志総代（南方町）が選出され、平成十九年度予算を主とした、提出議案十四ヶ件が慎重審議され原案のとおり可決し、午前十一時二十分閉会しました。

議決事項

▼第一号議案 財産の処分について

▼第二号議案 平成十八年度一般会計歳入歳出補正予算の理事會専決処分に係る報告承認について

▼第三号議案 平成十八年度一般会計歳入歳出補正予算議決について

▼第四号議案 平成十八年度特別会計（県営・団地営・県営事業）償還金歳入歳出補正予算議決について

▼第五号議案 平成十八年度特別会計（職員退職給与・財政調整・農地転用決済金）積立金歳入歳出補正予算議決について

▼第六号議案 元気な地域づくり交付金（基盤整備促進）「添沼地区」事業実施について

▼第七号議案 平成十九年度一般会計歳入歳出予算議決について

▼第八号議案 平成十九年度特別会計（県営・団体営・県事業）償還金歳入歳出予算議決について

▼第九号議案 平準化資金長期借入金及び償還方法について

▼第十号議案 平成十九年度特別会計（蕪栗沼遊水地事業地役権補償費）積立金歳入歳出予算議決について

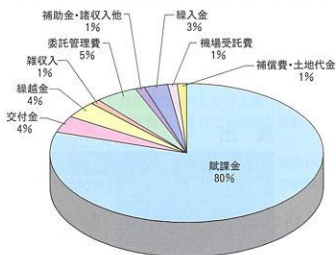
▼第十一号議案 平成十九年度農地転用決済金の徴収額決定について

▼第十二号議案 平成十九年度特別会計（職員退職給与・財政調整・農地転用決済金）積立金歳入歳出予算議決について

▼第十三号議案 平成十九年度特別会計（担い手育成支援事業）歳入歳出予算議決について

▼第十四号議案 平成十九年度賦課金及び用水使用料の徴収について

平成19年度一般会計予算 予算額 838,684,000 円

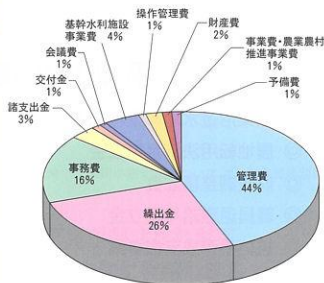


歳入 (円)

項目	予算額
賦課金	675,945,700
交付金	41,080,000
繰越金	29,997,500
雑収入	4,839,300
委託管理費	38,474,500
補助金・諸収入他	4,500,000
繰入金	24,500,000
機場受託費	9,346,000
補償費・土地代金	10,001,000

歳出 (円)

項目	予算額
管理費	361,484,000
繰出金	220,106,600
事務費	132,139,000
諸支出金	24,898,000
交付金	7,500,000
会議費	8,210,000
基幹水利施設事業費	37,017,500
操作管理費	9,346,000
財産費	17,801,000
農業農村推進事業費他	8,250,000
予備費	11,931,900



平成19年度特別会計予算

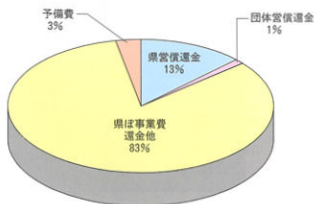
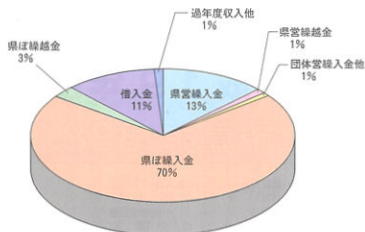
県営・団体営・県営事業償還金

予算額 278,771,000 円

歳入

(円)

項 目	予 算 額
県 営 繰 入 金	37,633,900
県 営 繰 越 金	2,203,000
団 体 営 繰 入 金 他	831,100
県 営 繰 入 金	197,281,405
県 営 繰 越 金	9,551,000
借 入 金	31,170,000
過 年 度 収 入 他	100,595



歳出

(円)

項 目	予 算 額
県 営 償 還 金	37,581,347
団 体 営 償 還 金	755,080
県 営 事 業 償 還 金	231,003,289
予 備 費	9,431,284

平成19年度予算

◎ 蕪栗沼遊水地事業積立金	96,550,000円
◎ 農地転用決済金積立金	179,595,000円
◎ 財政調整積立金	320,393,000円
◎ 職員退職給与積立金	359,267,000円
◎ 担い手育成支援事業	23,942,000円

維持管理

インフォメーション

本田揚水は4月27日から

◇機場の運転について

▼揚水開始に伴うゴミ流しについて

4月19日 午前9時から4時間程度 米山揚水機場・山吉田揚水機場・西館揚水機場

4月19日 午後1時から2時間程度 南方揚水機場

※水路管理人が事前に関係路線の分水並びにゲートの確認を行います但組合員の方々もご注意願います。

▼本 田 揚 水

4月27日の午前9時から昼夜運転し、8月31日まで本田揚水を行います。

但し、天候や地域の実情、中干し等により運転を休止する場合がありますので機場管理人・地域の役員さん方にお問い合わせ下さい。

揚水の終了については稲の生育状態により延長することもあります。

※4月末から5月初めの連休にかけて農作業が集中するため用水不便を来している所もありますが水路管理人をもって調整し、それでも困難な路線では番水制を取ることもあります。

▼排水調整について

降雨量や揚水の残水が多く農作物や地域に被害が及ぶ恐れがある場合は排水運転をします。

排水のため機場が移動している場合は用水の供給を止めますのでご理解願います。

6月以降毎週水曜日を今年も用水休止日とします。

浅水管理、間断灌水が可能な時期に入り、水を有効に利用し、節水に心掛け、経費節減を図るため、6月以降毎週水曜日を用水休止日とします。

揚水運転休止日時

基幹揚水機場 6月以降毎週 火曜日20時～水曜日23時まで

〔米山機場 山吉田機場 高石機場 西館機場 南方機場 西機場〕
〔砥落機場 西郷機場 三方島機場 早稲田機場 穴山機場〕

その他の機場 6月以降毎週 火曜日18時～木曜日6時まで

◇用排水路の管理について

▼水路の清掃と管理について

土地改良区が直接管理するのは幹線支線級の用排水路で、小用小排水路については、組合員個別に清掃と管理をお願いします。

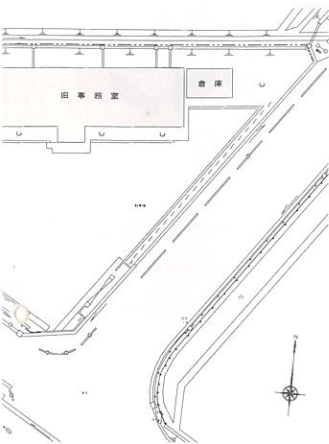
今年は、少雪による用水不足が懸念されます。

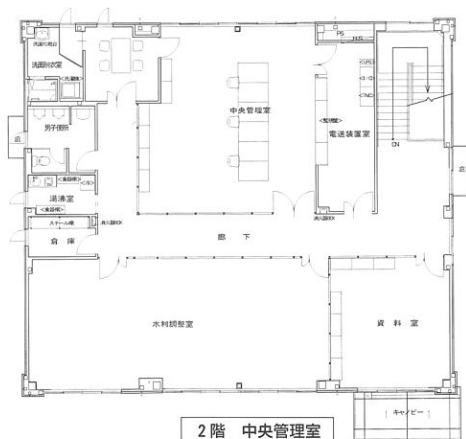
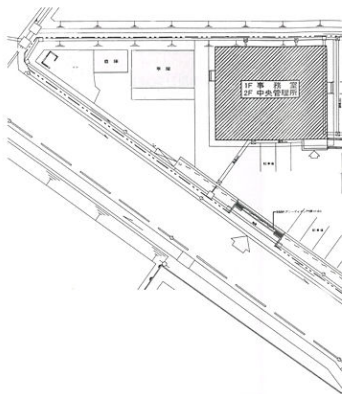
節水に心掛け、限りある水資源を大切に使用しましょう！

はさまがわ

中央管理所完成

新農業水利システム保全整備事業で、かねてより建設中であった中央管理所が平成十九年三月完成しました。
一階は、当土地改良区事務室。二階に中央管理室や水利調整室等が設置されました。
尚、機場管理に関する機械設備は平成二十年度以降の施行予定に
なっています。また、中央管理所完成に伴い、当土地改良区事務
所を平成十九年四月二日中央管理所事務室に移転しましたので、
御用の際には御注意願います。





平成19年度 賦課金及び用水使用料の徴収一覧表

1 徴収時期及び賦課率

1) 一般賦課金

期 別	発 行 日	納 入 期 限	賦課率
第 1 期	平成19年 5 月 16日	平成19年 5 月 31日	40%
第 2 期	平成19年10月 1 日	平成19年10月15日	30%
第 3 期	平成19年11月15日	平成19年11月30日	30%

但し、10,000円未満の賦課金は、第1期一括徴収とする。

2) ニ池地区及び用水使用料

尼池地区及び用水使用料は、平成19年10月1日発布、平成19年10月15日（第2期）の納期で100%賦課とする。

2 完納奨励金

尼池地区及び用水使用料を除いて賦課金総額の100分の2

3 10a当たり賦課金

(単位：円)

区 分			1,000㎡当り 賦 課 金	前年度 増 減	区 分		1,000㎡当り 賦 課 金	前年度 増 減
経常賦課金					県 ぼ 第 5 地 区		1,700	300
事 務 費	田		2,500		県 ぼ 第 10 地 区		3,100	△ 400
	畑		1,250		県 ぼ 第 4 地 区		1,800	△ 1,100
第 1 地 区			3,200		県 ぼ 第 6 地 区		9,200	500
第 2 地 区			4,000		県 ぼ 第 11 地 区		9,800	2,300
排 水 地 区			3,100		県 ぼ 第 13 地 区		8,800	500
		1/2	1,550		県 ぼ 第 3 地 区		2,500	△ 100
沼 崎	沼 崎		8,900		県 ぼ 第 7 地 区		4,300	△ 6,700
	大 平		2,000		県 ぼ 第 8 地 区		1,500	△ 700
内 浦 地 区			6,300		県 ぼ 第 9 地 区		900	△ 200
米 山 地 区			5,000	△ 100	尼 池 地 区		6,600	
特別会計賦課金					西 谷 地 区		7,200	△ 600
県 営 ば い	第 1 地 区		1,050	△ 250	野 谷 地 区		2,900	
	第 2 地 区 田		380	△ 120	城 内 地 区		1,400	
	第 2 地 区 畑		76	△ 24	長 沼 地 区	町 新 田 区	8,500	△ 700
県 第 1 地 区 ぼ	千 分 貴 区	千 貴 区	5,700	△ 1,150	沼 地 区	地 粮 区	10,000	△ 200
		野 谷 地 区	4,500	△ 4,800		北 浦 地 区	3,800	
	畑 岡 分 区		1,700	△ 100	迫 南 部 区	泥 内 区	7,300	
	一 の 曲 分 区		9,300	1,000		土 手 の 内 区	3,600	△ 200
県 ぼ 第 2 地 区			1,700		茂 伝 治 区		3,000	500

用水使用料

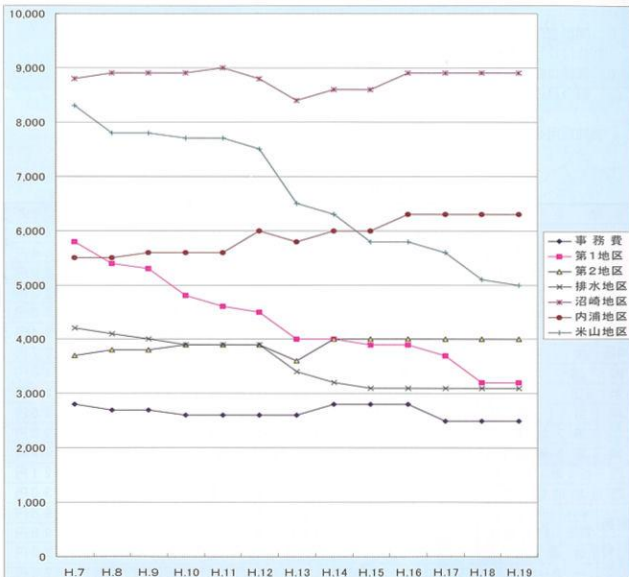
(単位：円)

区 分	1,000㎡当り 使 用 料	区 分	1,000㎡当り 使 用 料	区 分	1,000㎡当り 使 用 料
事 務 費	2,500	第 2 地 区	2,000	内 浦 地 区	4,410
第 1 地 区	1,600	排 水 地 区	1,550	米 山 地 区	2,250

年度別賦課金調書

(1,000㎡当たり：円)

地区名	H.7	H.8	H.9	H.10	H.11	H.12	H.13	H.14	H.15	H.16	H.17	H.18	H.19
事務費	2,800	2,700	2,700	2,600	2,600	2,600	2,600	2,800	2,800	2,800	2,500	2,500	2,500
第1地区	5,800	5,400	5,300	4,800	4,600	4,500	4,000	4,000	3,900	3,900	3,700	3,200	3,200
第2地区	3,700	3,800	3,800	3,900	3,900	3,900	3,600	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
排水地区	4,200	4,100	4,000	3,900	3,900	3,900	3,400	3,200	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100
沼崎地区	8,800	8,900	8,900	8,900	9,000	8,800	8,400	8,600	8,600	8,900	8,900	8,900	8,900
内浦地区	5,500	5,500	5,600	5,600	5,600	6,000	5,800	6,000	6,000	6,300	6,300	6,300	6,300
米山地区	8,300	7,800	7,800	7,700	7,700	7,500	6,500	6,300	5,800	5,800	5,600	5,100	5,000



平成7年度から平成19年度までの地区別賦課金の推移をグラフで表してみました。
12年前と比較すると事務費（全域）は300円、米山地区は3,300円（1,000㎡当たり）、第1地区（主に南方町）は2,600円、排水地区（南方町・迫町の一部）は1,100円の引き下げになっています。一部の地区で引き上げになっているところもありますが、当土地改良区が取り組んできた各種事業と経費節減により賦課金を軽減するため更に努力して参ります。

諸変更手続きは、速やかにお願ひします。 組合員資格得喪届出を

- 1 土地の移動があったとき
地区内にある農地を売買あるいは受委託等により移動したとき。
- 2 名義や住所に変更があったとき
組合員の方が死亡されたとき。あるいは経営を移譲されたとき。または住所を変更されたとき。
- 3 農業者年金を受給されるとき
使用貸借や一括贈与、または第3者に移譲されたとき。
- 4 農地を農地以外のものに転用したとき
地区内にある農地を宅地や畑等に転用したとき。あるいは道路等公共用地に買収されたとき。
- 5 開田を作付けまたは休耕したとき
作付けしていた開田を休耕したとき。あるいは休耕していた開田を作付けしたとき。
- 6 振替口座の移動等があったとき
組合員の方が死亡されたとき。あるいは経営を移譲し振替口座が変更になったとき。

農地転用をされた場合、下記の決済金を支払っていただくことになります。

平成19年度農地転用決済金

地 区 名		1,000㎡当たり決済金	地 区 名		1,000㎡当たり決済金
事 務 費	田	52,000円	第 2 地 区		8,943円
	畑	26,000円	第 3 地 区		7,954円
第 1 地 区		72,000円	第 3 地 区 畑		1,590円
第 2 地 区		80,000円	第 4 地 区		9,621円
排 水 地 区		62,000円	第 5 地 区		7,070円
沼 崎	沼 崎	178,000円	第 6 地 区		17,884円
峰区	大 平 前	40,000円	第 7 地 区		19,717円
内 浦 地 区		126,000円	第 7 地 区 畑		3,943円
米 山 地 区		110,000円	第 8 地 区		4,427円
県営事業	第 1 地 域	2,552円	第 8 地 区 畑		885円
	第 2 地 域 田	530円	第 9 地 区		898円
	第 2 地 域 畑	106円	第 9 地 区 畑		179円
西 谷 地 地 区		12,981円	第 10 地 区		8,921円
西 谷 地 地 区 (畑)		2,596円	第 11 地 区		48,230円
県 第 一 地 区 ほ 区	千 貴 区	12,997円	第 13 地 区		73,698円
	野 谷 地 区	6,704円	長 地 町 新 田 区		62,098円
	畑 岡 分 区	9,870円	地 穂 区		62,879円
	一 の 曲 分 区	57,441円	北 浦 地 区		67,774円
	泥 内 区	79,873円	平 準 化 事 業	第 一 地 区 千 貴 区	
土 手 ノ 内 区	56,106円	野 谷 地 区			10,655円
茂 伝 治 区	38,138円	一 の 曲 分 区			31,896円
野 谷 地 地 区	39,278円	第 6 地 区			37,043円
城 内 地 地 区	23,676円	第 10 地 区			4,080円
尼 池 地 地 区	15,245円	第 11 地 区			29,462円

21世紀土地改良区創造運動

みんなの描く絵で

ゴミの不法投棄をなくし 美しい景観をつくり

地域の水をきれいにし

友達や親子で思い出を作ってみませんか！

農業用水路壁画アート

参加団体を募集します！



活動場所：登米市米山町西野字西大浦地内

施設：穴山幹線用水路〈土地改良区管理施設〉

内容：描画〔コンクリート水路壁面 高さ1.5m 長さ6m～9m〕

奉仕活動〔水路周辺のゴミ拾い・植栽等〕

◎ペンキ・用具等は当土地改良区で用意します。

描画箇所ヘグランドカバー（シバザクラ）植栽



H19.4.1実施（八軒小路子供会）

水難事故防止に

ご協力を!

今年も四月二十七日から本田揚水が一斉に開始され、各用排水路が満水になります。水難事故に遭遇する確立が高くなります。

本土地改良区では、事故防止のため安全施設等の整備や幼稚園・小学校へ呼びかけをしたり、事故防止に万全を尽くしていますが、もし、水路で遊んでいる子供達を見かけたら**注意**の声掛けをお願いします。



家族・地域みんなで
水難事故を未然に
防ぐためご協力
をお願いします。



しないさせない!

《ゴミの不法投棄》

年々水路等にゴミが不法に投棄され、水質汚濁、管理施設の故障等をもたらす。維持管理費の増大につながっています。

土地改良施設は、組合員はもとより地域の大切な財産です。ゴミを絶対に捨てない捨てさせないよう皆様のご理解ご協力をお願いします。

人事往來

部落連絡委員

門田 孝太郎(早坂)

上野 栄公(山ノ内表)

佐藤 和浩(泥内表)

伊藤 秀雄(大形上)

阿部 善朗(板倉)

佐々木 啓二(大袋)

門間 富士雄(上谷地)

職員 (平成十九年四月一日付)

総務課参事 佐藤 三男

事業課参事 渡部 泰彦

総務課庶務兼管財係長 (事業課第一維持係長)

佐藤 正宏

総務課庶務兼管財係主査

(総務課庶務兼管財係主査)

・会計課賦課徴収係長

菅 原 力

・事業課第一維持係長

菅 原 久

・事業課第一維持係技術主査

(事業課第一維持係主査)

佐藤 みさ子

・事業課庶務兼管財係主査

(会計課賦課徴収係長)

鈴木 香代子

・事業課庶務兼管財係主査

(事業課庶務兼管財係主査)

石山 よみ子

・会計課賦課徴収係主査

(会計課賦課徴収係主査)

佐藤 紀代美

・事業課参事

(総務課庶務兼管財係主査)

登米市農村戦略推進会議室派遣

渥美 光行

・事業課参事

津山土地改良区派遣

西條 殖文

・事業課参事

津山土地改良区派遣

渡谷 秀樹

・事業課参事

津山土地改良区派遣

四月二日から事務所を中央

管理所に移転しました。

御用の方は中央管理所一階

事務室に來所下さいませよう

お願い致します。(旧事務所

敷地内に新築されました。)